㊞写

８江監第６０１号
令和８年１１月１６日

江　東　区　長　殿

江東区監査委員　豊　島　成　彦
同　　佐　竹　としこ
同　　山　本　香代子
同　　矢　次　浩　二

令和８年度第２回定期財務監査の結果について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項、江東区監査基準（令和２年４月１日江東区監査委員訓令甲第１号）第１条及び第２条第１項第１号に基づいて行った監査の結果を、同法第１９９条第９項、同基準第１４条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和８年度第２回定期財務監査報告書

第１　監査の範囲

１　監査の対象事項

(1)　令和７年度一般会計

(2)　令和７年度国民健康保険会計

(3)　令和７年度介護保険会計

(4)　令和７年度後期高齢者医療会計

２　監査の対象部（局・室・所）

政策経営部、総務部、地域振興部、区民部、福祉部、障害福祉部、生活支援部、健康部（保健所）、こども未来部、環境清掃部、都市整備部、土木部、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、区議会事務局、監査事務局

３　監査の実施期日

令和８年６月３日から同年７月３１日までのうち計４０日間

第２　監査の手続

令和７年度各会計歳入歳出予算の執行状況について、資料を対象部（局・室・所）から求め、監査当日は関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合等、必要と認める監査を実施した。

また、保護第二課、城東保健相談所及び城東南部保健相談所の現地視察を行った。

監査対象工事については、工事概要調書及び工事工程表等の資料を併せて求め、監査当日は工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場で説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。今年度は、江東区豊洲児童館改修工事、豊洲一丁目道路改良工事（Ｉ工区）、取水ポンプ所改築に伴う仙台堀川公園復旧工事、江東区立深川第六中学校校舎その他改修工事について、現場視察を行った。

第３　監査の主眼点

財務事務に関しては予算の執行、収入、支出、契約等が、工事に関しては設計、積算、契約、施工、検査等が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は「物品の適正な購入及び備品管理事務」を重点監査項目として監査を実施した。

第４　監査の結果

財務事務全般にわたり、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められた。なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、関係各課に対し、口頭で改善を促した。

ただし、別項の指摘事項、監査委員意見の対象となる事実が認められたので意見を付す。

第５　指摘事項

１　支出事務を遅滞なく行うべきもの

今回の監査において、納付期限の超過により延滞金が発生している事例が２件認められた。

(1)　障害福祉部障害者施策課

障害者グループホーム整備事業における都有地の土地賃料について、令和７年度第２期分の納付期限である令和７年８月３１日までに納付が行われず、同年９月２６日に納付したため、契約の規定に基づく延滞金８，３３０円が発生した。

(2)　こども未来部保育支援課

私立保育所補助事業における都有地の土地賃料について、令和７年度第３期分の納付期限である令和７年１２月３１日までに納付が行われず、令和８年１月１５日に納付したため、契約の規定に基づく延滞金８，２３５円が発生した。

これらはいずれも、納付期限の管理が適切に行われていなかったことにより生じたものであり、本来支出する必要のない公金の支出を招き、区に経済的損失を生じさせる結果となっている。

その要因として、担当者による納付期限の確認不足があったことに加え、これを補完すべき進捗管理や組織的なチェック体制が十分に機能していなかったことが考えられる。また、業務の繁忙に起因する確認作業の失念も背景にあったものと認められる。

期限を遵守した適正な支出事務は行政運営の基本であることから、納付期限の管理方法の見直しや複数職員による確認体制の強化を図るとともに、事務処理手順の共有及び引継ぎの徹底により、再発防止に努められたい。

２　歳入管理を適正に行うべきもの（こども未来部こども家庭支援課）

子育て支援に係る各種手当及び医療費助成において、令和６年度の収入未済額と令和７年度への収入未済繰越額に１，９４９，８０１円の相違が生じていた。

江東区会計事務規則第４７条第１項では、当該年度に調定し、出納閉鎖期日において収入未済となったものについては、その未済額を翌年度へ繰越し、以後も同様に繰越さなければならないと定めている。

本件は、収入未済額の管理及び繰越処理が適正に行われていなかったことにより生じたものであり、その相違は複数年にわたり継続している。また、昨年度の監査においても同様の事項を指摘し、同課からは「マニュアルの順序に沿った処理及び担当間の確実な引継ぎにより再発防止を図る」との改善策が示されていた。しかしながら、今回も同一の事案が発生していることから、改善策が機能しているとは認め難い。

歳入事務が適正に管理されていない状況は、区が公開する決算資料の信頼性を損なうほか、債権の時効管理や不納欠損処理の正確性にも影響を及ぼす可能性がある。

ついては、改めて原因を十分に検証するとともに、実効性のある再発防止策を講じ、適正な歳入管理の徹底を図られたい。

第６　監査委員意見

１　重点監査項目について

今回の監査では「物品の適正な購入及び備品管理事務」を重点監査項目として監査を実施した。

物品の適正な購入については、同一の予算科目において同一事業者から類似の物品を短期間に複数回購入している事例が多くの所管で見受けられた。中には、一括して契約を締結することが可能であったと考えられる事例も確認された。契約を複数回に分けることは、支払いに係る振込手数料等の不要な経費の増加を招くほか、事務の効率性を損なう要因となることから、経済性及び効率性を十分に考慮した契約事務を執行されたい。

また、備品管理事務については、既に廃棄された備品が備品台帳上に残存しているなど、備品台帳と現物との突合が適切に実施されていない事例が認められた。備品台帳は財産管理の基礎となるものであり、その正確性を確保するため、定期的な現物確認及び台帳整備を徹底し、適正な財産管理に努められたい。

２　監査全般について

今回、延滞金の発生が２件認められたほか、収入未済繰越額の相違が複数年にわたり継続し、その改善も十分に図られていない事例が認められた。これらはいずれも基本的な事務管理及び確認体制が十分に機能していなかったことに起因するものであり、区民の信頼を損なうおそれがあることから、看過できないものである。各所管においては、公金を取扱う責任の重さを改めて認識し、管理職を含めた組織的なチェック体制の強化を図るとともに、常に緊張感を持って業務に取り組まれたい。